

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。10番、鈴川議員から遅刻する旨の届出があります。

会議録署名議員の補充指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番、谷口議員を指名します。本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和3年度税制改正において改正されました個人住民税の住宅ローン控除の特例の延長、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長及び特例措置の実施、軽自動車税の環境性能割及び種別割の見直し等が主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、詳細はお手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、住宅ローン控除の控除期間10年を13年に拡大している臨時的特例措置について、令和4年12月31日までの居住者までを対象に適用期限を延長する改正です。

次に、固定資産税の改正として、令和3年度の固定資産の評価替えに伴い、引き続き現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置を令和3年度から令和5年度までの3年間延長するとともに、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を行う改正です。

次に、軽自動車税の改正として、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。

また、燃費性能等の優れた軽自動車に対する種別割のグリーン化特例について、重点化等を行った上で、令和5年3月31日まで2年間延長する改正です。

その他関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正しております。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第13号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

報告第2号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第13号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、歳出のみの補正でございまして、補正後の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

それでは、ご説明申し上げます。

4ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、ひだか病院負担金38,555千円の減額は、令和2年第2回定例会において、増額補正をお認めいただきました新型コロナウイルス感染症対策負担金につきまして、国から補助金が交付されたことなどから精算により全額返還されました。

また、令和2年度日高看護専門学校運営負担金につきましても、精算により返還金がありましたので、併せて減額補正を行ってございます。

次に、総務費、総務管理費、財政調整基金費、積立金38,555千円の追加は、ひだか病院からの返還金を全額財政調整基金に積立てを行ったものでございます。

令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第13号））については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました10件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、備蓄倉庫新築工事でございます。繰越額は10,214千円で、その財源につきましては、国県支出金9,625千円、一般財源589千円でございます。

2件目の総務費、総務管理費につきましては、赤ちゃん誕生臨時特別給付金でございます。繰越額は420千円で、その財源につきましては、国県支出金378千円、一般財源42千円でございます。

3件目の総務費、総務管理費につきましては、経営継続補助金でございます。繰越額は2,793千円で、その財源につきましては、国県支出金2,518千円、一般財源275千円でございます。

4件目の総務費、総務管理費につきましては、中小企業・小規模企業振興補助金でございます。繰越額は914千円で、その財源につきましては、国県支出金824千円、一般財源90千円でございます。

5件目の総務費、総務管理費につきましては、学校保健特別対策事業費補助金でございます。繰越額は2,400千円で、その財源につきましては、国県支出金2,284千円、一般財源116千円でございます。

6件目の衛生費、保健衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。繰越額は24,502千円で、その財源につきましては、国県支出金

24,502千円でございます。

7件目の農林水産業費、水産業費につきましては、防衛施設周辺整備助成事業計画調査業務でございます。繰越額は10,120千円で、その財源につきましては、国県支出金6,746千円、一般財源3,374千円でございます。

8件目の土木費、道路橋梁費につきましては、西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替事業でございます。繰越額は84,000千円で、その財源につきましては、国県支出金48,400千円、地方債28,400千円、一般財源7,200千円でございます。

9件目の土木費、都市計画費につきましては、都市計画道路見直し業務でございます。繰越額は1,800千円で、その財源につきましては、国県支出金600千円、一般財源1,200千円でございます。

10件目の消防費につきましては、上田井地区津波避難施設整備事業でございます。繰越額は74,872千円で、その財源につきましては、国県支出金37,436千円、地方債33,000千円、一般財源4,436千円でございます。

以上、10件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第4 報告第4号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第4号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について、細部説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰越しをいたしましたので、同法第3項の規定により報告をするもので、繰越額は24,750千円、財源につきましては、企業債21,700千円、損益勘定留保資金3,050千円でございます。

事業の主な内容は、田井浄水場内の老朽化した送水管の更新及び送水管更新に付随する機器の更新となっております。

繰越理由につきましては、設計の段階で見直しや手直しを複数回行ったことによる工事発注の遅れと、2回目の緊急事態が宣言されたことにより、資材を製作する工場で感染対策及び蔓延防止を目的とする分散型の業務体制が導入され、生産能力が低下、また、繁忙期と重なったこともあり、資材の納期が予定より遅くなったためでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 今、機材の納期の遅れ等とおっしゃいましたが、何かうわさではそうではないようなことを言われてる。何か早くから工事が止まってましたね。てな気がするんですよ。何も進んでいないなど、何もしていないなど思うことがあったので、そのほかの理由があるんじゃないんですか。それをお示してください。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

基本的に今、細部説明させていただいたとおり、発注時期が遅れたというのと資材の納入が遅れたということでございます。

ただ、議員おっしゃるように、工事を開始してから、浄水場はかなり古い昔の建物で、詳細な図面とかが残ってないところがありまして、通常、予定してなかった配線であるとか、管であるとかっていうのが出てきました。それに対応をするために、少し役所のほうでも設計の考え方とか、施工の考え方を少し時間いただきまして、工事が止まっているような感覚というか、そういうふうに見えたという部分はあると思います。そういうことで、基本的なことはそうなんですけれども、いろいろ細かいことを言うとそういうこともあったということです。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） そのように何回も計画が変わってきたということで、工事の事業費の増加というのはやっぱりあったんでしょうか。それと、もし増加がなくてうまく、遅れたんだったらそれでいいんですけども、やっぱりそれに付随するお金の動きというのがあったかなかったか、ちょっとお示してください。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

最終的な精算の事業費としては約200千円ほど細かいところが出てきてまして、これはこういうふうにとすると事業費を削減できるとかっていう部分もありますし、どうしても追加でやらない駄目やという部分も出てきてまして、今の予定では約200千円程度増える予定となっています。

その増加した部分については、繰越計算書の中では余裕を見させていただいていますので、十分この金額内で収まってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第5 議案第1号 大原俊樹蔵書基金の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 大原俊樹蔵書基金の設置に関する条例の制

定について、細部説明を申し上げます。

令和3年5月27日、美浜町大字和田1138番地の104、医療法人大原内科、大原せつ氏より、ご尊父様で故大原俊樹氏の遺志を継ぎ、和田小学校における図書室内の大原秀敏文庫の充実を図るため、大原俊樹蔵書基金の設置をしていただきたいという思いで多額の5,000千円のご寄附を頂きました。今回、故大原俊樹氏の遺志に沿って、本条例を制定するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、第1条は、本条例の設置目的を定めてございます。第2条は、基金の額は5,000千円とするものでございます。第3条は基金の管理規定で、現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定してございます。第4条は、運用益の使途及び処理の規定で、基金の運用から生ずる収益は一般会計予算に計上して、基金に編入するものでございます。第5条は、基金の処分について規定してございます。第6条は、委任事項の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これまず、何でこの条例というのを制定するんですか、こういう寄附に対して。町が管理をするんですか。まず、そこを聞かせてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、この基金の設置につきましては、先ほどの細部説明のほうでも申し上げましたけれども、大原さんの遺志に沿った形で条例のほうを制定させていただいたといったところでございます。基金を設置する場合については、条例のほうも制定のほうをしなければならないといったところで、今回、条例制定のほうをさせていただいたところでございます。

基金の管理については、町のほうで管理のほうをしていきます。しかし、運用とかその辺については教育委員会もしくは和田小学校のほうで運用のほうをしていただくと、そういった形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これは、でも、和田小に寄附されたものじゃないんですか。和田小学校へ。以前にもおじいさんが亡くなられたときに寄附されて、今、大原文庫というのを設置しておりますけどもね。ですから、学校へ寄附されたものですから、今聞いてますといろんな、この条例にもありますけれども、学校が自由に本を選択し、購入をできなくなるのと違うんですか。これは何ですか、大原氏のほうから、こういう町のほうへ管理運営をするように寄附してくれたんですかね。和田小学校へ寄附してくれたのと違うんですか、これ、そこら辺。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この寄附につきましては、町のほうに5,000千円の寄附をしていただいたというところでございます。しかし、図書の購入とかそういったものにつきましては、和田小学校のほうで図書の選別とかその辺の購入とか、そういうふうなのは考えていただきまして、それを予算のほうに計上して使っていくといったものでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 私の感覚からするとね、学校へ寄附してもらったものは学校で使う。大原さんはそういう遺志、前に何したときに聞いておるんですけどもね。最初は学校へ寄附してくれて、前のおじいさんのときはね。学校で自由にしておったと思うんですよ。こういう町の管理とか、いろいろ条例なんかこしらえますとね、学校に図書費というのは町からいつもいきますよね。例えば500千やったら500千と。そういうことになりますとね、町のほうからそういう予算を学校へいつも、毎年、配分をしておると思うんですけども、和田小については、おまえのどこ、5,000千もうたあるさか、そいで使えよと。そのいつも分配している予算については、町で別のほうへ使うかと、いろんな事業のほうへ使おうかと、そういうことになってきたりもよくするんですよ、実際のところ。これについても、文厚の委員会もありますんで、いろいろと学校のほうへ聞いてみたいと思いますけれども。そういうことにならないように、できたら学校主体で、大原さんのほうが和田ですので、和田の小学校の子どもたちにできるだけ本を読んでもらおうと。そういうことでご寄附されたんだと思いますけれども、そこら辺どうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

以前に、平成5年の10月にも大原俊樹さんのほうから5,000千円の寄附を頂いております。そのときにも、大原基金の設置に関する条例ということで条例のほうを制定していただいているというところでございます。

今回も、そういった形で基金のほうを設置してほしいと、大原せつさんのほうからの申出がございましたので、今回、基金条例のほうを制定させていただいた次第でございます。基金の管理については町のほうで行っていきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今の第1条に関わってなんですけれども、お聞きするんですけども、ありがたいことやと思うんですけども、寄附されたこの基金については、あくまでも和田小学校内の図書館というよりも、図書館の中に設置した大原文庫を中心としての基金ということで捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この基金の設置目的につきましては、第1条のところに載せているんですけども、和田小学校における図書室内の大原秀敏文庫の充実を図るために、この基金を設置したといったところでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 大原俊樹蔵書基金の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例の規定で、提出期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に延長することの改正及び新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されているCOVID-19以外のものも指し示す抽象度の高い定義に改正するものでございます。

附則として、この条例の規定は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今回日延べになったということなんですけれども、昨年1年間というんですか、条例ができて、変わって、今回の日延べになる令和3年の3月31日までの間にあった申請数及びその中で認定された件数はどういうものなんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森本議員にお答えいたします。

令和2年度分で申請件数が11件、減免額が2,122,900円でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今回の延べることに関わっての広報等についてはどうい

形でされるんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 昨年も、後期とか介護と一緒に広報紙なりしたんですけれども、今年度もまた、この条例が通り次第、また広報を考えたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第3号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されているCOVID-19以外のものも指し示す抽象度の高い定義に改正するものでございます。

附則として、この条例の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

なお、お手元に新旧対照表をお届けしていますのでご参照ください。

附則第7条第1項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免の対象期間を令和3年3月31日から令和4年3月31日まで延長するための改正と、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されているCOVID-19以外のものも指し示す抽象度の高い定義に改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び附則第2項の規定は令和3年4月1日から適用するものとし、経過措置として、令和2年度以前の年度分の保険料減免額の考え方は改正前の介護保険法施行例を適用させるものとします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本年5月19日に公布されたことで、同法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことに伴い、カードの発行に係る手数料は同機構が額を定め、

徴収事務については、同機構から市区町村長に委託することができる規定が盛り込まれました。法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が手数料の額を定めることで、条例第2条に規定しております個人番号カード及び通知カードの再交付手数料の根拠となった事務連絡が廃止されることから、個人番号カードの再交付手数料の規定が不要となり、また、既に廃止されております通知カードの再交付手数料の規定につきましても不要となりますので、条例第2条の第22号及び第23号を削り、同条第24号以降を2号ずつ繰り上げ、第48号までを第46号までとする条例の一部の改正をするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は法律の施行日に合わせて、令和3年9月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、消防団員の成り手不足を解消するため、団員の資格要件の緩和を図るものでございます。第2条では、「消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得てこれを任命する」となっています。第2条第1号中の「本町に居住する」を「本町に居住又は勤務する」に改正し、資格要件を緩和することにより、団員の確保を図るものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 今回のこれは、今もおっしゃられたように、消防団員が足りない

ということで変更になられたと。全国的に最大200万人ぐらいいた消防団員が今100万人を切っているような状態で、全国的に足りないからということで、総務省から各町に団員の処遇に対して、給料も含めてですけれども、要望が出ているというふうなお話を聞きますが、その中身というのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） その中身というのは、交付税措置の関係で、今の消防団員の報酬額について少し、交付税措置がこれだけあるから、その分を上げてはどうかというふうな中で案がきております。ただ、今のうちの状況の中で、まだ今のところ、報酬を上げるというようなことは今のところ考えてはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 今のところ考えていませんで、総務省から団員の報酬を上げなさいという通知がなかったですか。どうですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まだ内部調整が進んでいないというところがございます。以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 資格の緩和もそうですが、やっぱり、その報酬も少し考えていくというのも、やっぱり成り手不足の一つの方策だと思うので、その点前向きに考える意思はありますか、町長、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） また、消防団の幹部の方と、それから関係課の方と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時四十四分休憩

午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第11 議案第7号 美浜町営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第7号 美浜町営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

美浜町営プールにつきましては、昭和39年6月に条例を制定し、松洋中学校生徒及び一般町民の水泳技術並びに水泳能力の向上を図り、もって心身の錬成を期することを目的とした公の施設として設置されました。老朽化を原因として、長い間、松洋中学校の生徒や町民の使用に供されておらず、地方自治法第244条に規定するところの「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」、いわゆる公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 松洋のプールのことやけど、長いこと、まあ、今教育長はんも松洋の卒業生やけれど、松洋のプールというたら野田はんよよ、思い出すん。もう今この世にないけどね。そいで、もうならいたんよ。日高郡にここしかないんよ。廃止する理由ということは銭ないんやと思うけど、あの中でねえ鉄筋一つあかんようになったら、もう漏れてしょうないんよ。管理すんのに、まあかかんねやけどね、教育長はんもそこで何したんやけれども、松洋行くん嫌ったんよ、異動で。特に女の人らは焼くろ。それは心配すんなって、わいやったらということやってね、ほいで、一日50円くるんよ。これは公費と違うで。一杯飲む厚生部の金から。そいで何しましたけれども、夏休みずっといたあつたんよ。野田さんが出て、わいまだやるしね。中の鉄筋やとか何かで補強いけんのやったらしゃあないけどね、ちょっとモルタルで塗ったらいくんだつたら、あそこ50メートルあるさかいの、ちょっと隙間できたらもう直すん銭いんねけどね、その辺、教育長はん、詳しいこと分かりまへんか。それをちょっと聞かせてほしいんよ。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、現実、もう老朽化が著しいという状況でございまして、谷口議員おっしゃられるように、プールの水槽内の鉄筋とかという問題も当然想像はできます。また、ろ過器であったり、ポンプとか、そのあたりも故障で動かなくなっている状況でございまして、そういう状態が長い間続いていることを踏まえまして、今回公の施設として正式に廃止させていただくと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 一日一日、悪なってくんのよ。今頃になったらもう廃棄せなあかん。今元へ直そうと思たら、何十万で利かんで、直すの。ほいで、そこたいね、どうないなつて。あそこ開けて、町民にも泳がいてた頃はそれでなかったんよ。ほいで、県かだいかに行っても、松洋だけよらよ、みなあかんね、プールないさかいな。これもう直らんのかい。直らなんだらね、管理すんのは錢要りますよ、はよもう何して。風船のプールもあるしな、やろうと思つたら。ただ、日高郡にプールないさかいね、錢だいてもしたいですよ。わしは日高町の子ら連れてきたで。錢はろてやったさかいな。そしたら教育長はん、もう金ないさかにやめると、そういうふうに捉まえたらよろしいんですな。予算あつたらするんやけれども、何千万と要ると思うんやけどよ、そこたい、またお尋ねしたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、大なり小なり修繕するということは考えておりません。現状を見ますと、もう本当に長い間、その状態が続いているところでございました。このたび、社会教育施設としての、公の施設としての機能を廃止させていただくところでございます。

今後につきましては、まあ例えば旧三尾小学校のようにですね、普通財産として管理されていくべきものなのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 普通財産に、将来はということみたいやけれども、これほんまに跡地をどうするつもりなのかな、跡地を。プールがそのまま朽ちるまで放っておいたままで普通財産にするのか、ちゃんと更地に戻して普通財産にするのか、お示してください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、財産というものは、行政財産か普通財産かどちらかに分類されるわけでございます。この廃止する条例をもって、普通財産の中の公共用財産としてではなくなってしまいます。では、次に、行政財産の中の公用財産、例えば役場の庁舎ですとか、いわゆる教育委員会が事務事業として必要な財産、例えば教育委員会の倉庫であるとか、教育委員会の何か水を利用するための公用に使う財産かというふうに考えるわけでございますけれども、その機能も現状では、教育委員会としての所管の中では、そういう機能のある公用財産としての活用もないと考えているところでございます。ともすれば、普通財産に分類されるべきものというふうに考えます。

現状、この令和3年の3月に公共施設の個別施設計画というのが策定されております。その中で、この町営プールには後半のほうであるわけでございますけれども、第5期、令和15年度から令和17年度に除却するというふうに位置づけられておりますので、その頃に取り壊しというふうになるのではと思います。

底地につきましては、海浜地として占用している状況でございますので、建物が取り壊された後は国にお返しするというふうになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 美浜町柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第8号 美浜町柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

美浜町柔剣道場につきましては、昭和51年3月の建築並びに条例を制定し、町民の体位向上と健全な心身の育成を図るとともに相互の親睦を深めることを目的とした公の施設として設置されました。平成20年9月以降は、施設の老朽化により町民の使用に供されず、地方自治法第244条に規定するところの住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、いわゆる公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 同じ質問ですけれども、ここも公共財産ですよ。更地にして普通財産にするのは、いつなんですか。まず、それを教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今年度、令和3年度の予算でも、既に解体の關係の工事費を計上させていただいているところでございます。

このたび、公共用施設、いわゆる公の施設として廃止させていただきます。解体の工事につきましては、恐らく11月から年度末にかけて、解体工事が実施される所と思います。それまでの間につきましては、教育委員會の關係のテントであったり、その他もろもろの備品であったりということ置いておいて、解体工事の施工に合わせて、それをまた持っていくということになろうかと思ひます。それまでの間は公用で倉庫として活用していくところになりまして、解体が終われば、私どもの手から、教育委員會から離れて

普通財産として管理されていくものというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

柔剣道場の跡地についてですけれども、以前の議会でも審議があったかと思えます。売却も含め、検討のほうをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今の件ですけれども、前は解体して売却するとかいうのを言われておったんですけれども、そこら辺はどうですかね。あれはほかの施設とは違ってね、周り民間ですのでね、そこらあたりも考慮して考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 柔剣道場の跡地につきましては、売却も含め、今後、検討のほうをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 美浜町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第9号 美浜町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

本条例の当該施設である老人憩の家光荘につきましては、昭和45年に建築並びに条例を制定し、美浜町に居住する老人の使用に供し、休養と団らんにより心身の健康を保持するとともに、併せて相互の親睦により福祉向上を図ることを目的とした公の施設として設置されました。平成27年以降は、老朽化により施設の使用に供されておらず、電気、水道等の設備も既に撤去しています。現状において、条例に定める目的を遂行するための公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する

条例を廃止するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） これも同じ質問ですが、公共財産ですよね。これも撤去で、解体して更地にして、わざわざ国に返すのか、それとも普通財産として売っ払う計画があるのかどうか、お示してください。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 現在、光荘の土地につきましては、所有者が御崎神社、いわゆる宮地となっております。使用貸借契約を結んでおり、毎年賃料を支払っておるものでございます。解体後はそのまま御崎神社の所有地となるものになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） 議案第10号 工事委託契約の締結について細部説明を申し上げます。

西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替工事等につきましては、和歌山県との間で工事等の施工とその負担する費用について、毎年度協定書を締結し、県に委託して実施していくものでございます。

令和3年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、金額につきましては52,500千円で、工事費1億25,000千円の42%、内容は新橋に係る橋脚工、上部工の製作を予定しているところであります。

また、契約の相手方は、和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地、和歌山県知事でございます。

補足といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 工事委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第11号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ49,624千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億66,069千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金、小規模土地改良事業受益者負担金679千円の追加。町単独事業受益者負担金（農地費）1,000千円の減額は、県の補助金が認められたことによる財源振替でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費補助金6,288千円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費と事務費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4,908千円の追加でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は18,005千円の追加でございます。補助率は100%でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金、小規模土地改良事業は542千円の追加でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、大原俊樹蔵書基金5千円の追加は、利子の追加でございます。

8ページ、寄附金、教育費寄附金、小学校費寄附金、大原俊樹蔵書基金寄附金5,000千円の追加は、医療法人大原内科、大原せつ氏より、和田小学校における図書室内の大原秀敏文庫の充実を図るため、ご寄附を頂いたことによるものでございます。

繰入金、基金繰入金、大原俊樹蔵書基金繰入金970千円の追加は、和田小学校の図書室に図書除菌機を導入するためでございます。

繰越金、前年度繰越金1,230千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、コミュニティ助成13,000千円の追加は、田井畑地区の津波避難施設への備品購入費、消防関係の資機材、中央公民館トイレバリアフリー化改修工事によるものでございます。

雇用保険料自己負担分は3千円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、一般的に人件費の補正でございますが、昇格を含む4月の人事異動等により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減がございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも、共済費の補正がございます。

では、10ページの議会費からでございます。

議会費4千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費20,649千円の減額は、人事異動等によるものでございます。

文書広報費、委託料、例規整備支援業務委託2,640千円の追加は、行政手続における押印の見直し等により、条例、規則等の例規整備を行うための費用でございます。

財産管理費、委託料1,012千円の追加、工事請負費4,950千円の追加は、毎年度実施している消防点検において、庁舎消火ポンプの基盤が故障していることが判明したことにより取替えを行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、負担金補助及び交付金、安心・安全感染対策環境整備事業補助金5,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染予防対策のさらなる強化を図るとともに、利用者が安心して施設を使用できる環境整備の取組に対し、5分の4補助するものでございます。上限額は100千円でございます。補助対象、補助要件、申請期間等はお手元にお配りしています資料のとおりでございます。

徴税費、税務総務費4,839千円の減額。

12ページ、戸籍住民基本台帳費505千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1,081千円の減額。

14ページ、国民年金費356千円の追加。

老人福祉費3千円の追加。

地域包括支援センター運営費5,316千円の追加。

児童福祉費、児童措置費2千円の追加は、人事異動や共済組合負担金の利率の変更等によるものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費6,288千円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた

生活の支援を行う観点から、住民税均等割が非課税の方や、非課税と同様の事情にあると認められる方に子育て世帯生活支援特別給付金として、児童手当や特別児童扶養手当が対象である児童1人当たり50千円を支給するものでございます。

電算処理委託料など事務費につきましても予算計上してございます。

16ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費148千円の減額は、人事異動等によるものでございます。

予防費18,005千円の追加は、新型コロナワクチン接種に伴う補正でございまして、職員手当等5,255千円の追加は、超過勤務手当など職員の人件費、報償費8,065千円の追加は、医師、看護師への謝金、需用費は消耗品費として3,000千円の追加、使用料及び賃借料685千円の追加は、バス借り上げ料として608千円、車椅子リース料77千円を予算計上してございます。備品購入費1,000千円の追加は、ワクチン接種に伴う備品購入費でございます。

農林水産業費、農業費、農業総務費816千円の追加。

18ページ、土木費、土木管理費、土木総務費7,264千円の追加は、人事異動によるものでございます。

消防費、災害対策費2,231千円の追加は、上田井地区津波避難施設の北側、高台の備蓄倉庫などの建築確認申請手数料28千円の追加。同じく北側高台の水道加入分担金203千円の追加。コミュニティ助成事業2,000千円の追加は、田井畑地区津波避難施設への備品購入費でございます。

教育費、教育総務費、事務局費443千円の減額は、人事異動等によるものでございます。

20ページ、外国青年招致事業費1,347千円の減額は、外国語指導助手が本年3月末で退職したことによるものでございます。

小学校費、学校管理費5,355千円の追加は、和田小学校講師の採用に関し、当初計画していたフルタイムでの会計年度任用職員1名ではなく、パートタイム会計年度任用職員2名としたことに伴う各科目の人件費の補正。備品購入費、図書除菌機970千円の追加は、大原俊樹蔵書基金から繰入れを行い、このたびご寄附を賜りました大原せつ氏のご意思を尊重し、和田小学校の図書室に図書除菌機の導入。積立金5,005千円の追加は、大原せつ氏から5,000千円の寄附金の積立てと、それに伴う利子分の積立て5千円でございます。

22ページ、中学校費、学校管理費201千円の追加は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

こども園費、ひまわりこども園費1,861千円の追加は、職員の昇格や給食調理員であった会計年度任用職員の退職による人件費の補正と、人材派遣会社から調理師1名の派遣受入れに要する費用が主なものでございます。

社会教育費、社会教育総務費2千円の追加は、共済組合への負担金の追加でございます。

公民館費17,460千円の追加は、中央公民館トイレバリアフリー化改修工事によるものでございます。

24ページ、文化振興費555千円の追加は、大賀ハス保存会へ獣害対策用電気柵の設置に要する費用の補助、国民文化祭実行委員会へは、煙樹ヶ浜に映し出すプロジェクションマッピングの開催会場を変更したことに伴い、必要となる高所作業車や照明器具の借りに要する費用の補助でございます。

公債費、元金564千円の追加、利子1,249千円の減額は、平成22年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたのでご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 14ページの低所得の子育て世帯生活支援別、ちょっと教えてほしいんやけれどもね、例えば両親が交通事故で亡くなった。子どもさんだけになってしまった。おじさんの家に預けられている。所得はゼロですよ。おじさんの所得が何ぼあっても、両親の所得はゼロです。そういう場合、支給されますか、どうですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） すみません、お答えします。

今のケースですけれども、この今回の制度については、ひとり親以外の制度になるんですけれども、今、高野議員がおっしゃった内容でいきますと、ひとり親の制度でもしかしたら支給されているかも分からないですけれども、その辺についてちょっとどちらで支給されるかというのは最終的に県とかとご相談した上で決めるんですけれども、あくまでも、今その方が対象かどうかというのはちょっと即答はようしません、申し訳ないですけれども。勉強して、また報告させてもらいたいと思っております。すみません。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 21ページの外国青年のALTの招致の件ですけれども、3月に退職されて、あとはまた今年度、新しい計画はあるんですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

今のところALTはない状態で、学校のほうは授業を行っております。今、JETのほうに申請しております、ただ、このコロナ禍の中でなかなか来日できないという状況もありました。その中で、JETのほうから回答というんですか、いただいたんですけれども、通常であれば8月に来日予定なんですけれども、ちょっと一月遅れるということで、9月中には来日する予定であるということをお聞きしております。

ただ、これはあくまでも予定でして、コロナの感染状況によってはひょっとしたらずれるかも分からないというような状況であります。現状はそんなところで、予定はあるんですけども、まだ確定というまでのお答えはできないという、そういう状況です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 9ページのコミュニティ助成、13,000千というやつなんですけれども、田井畑地区の避難所のところというのは、あれに2,000千ほどということ、あと11,000千ほどというのはこの使途というのは教えていただけますか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、防災企画課で関係する、13,000千のうちの3,000千についてお答えします。まず、2,000千円については議員ご指摘のとおりです。それと、あとの1,000千円というのは消防施設の関係で、その分の消火栓ホースとか消防車両のホースとか、その分の購入の費用が認められたので、財源振替しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 残りの10,000千円につきましては、23ページの中央公民館のバリアフリー化の設計監理業務、それから、25ページの改修工事に充当します。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 16ページ、17ページの予防費のところなんですけれども、ワクチン接種による経費だということなんですけれども、報償費8,065千円ですね。これはお医者さんと看護師さんに支払う謝金という説明でありましたけれども、これは全協なんかでもしか詳しく説明してくれたんかも分かんなんですけれども、もしそうだったら申し訳ないんやけれども、現在のワクチン接種、医師何人、看護師何人体制で接種されているかということと、この金額の八百四万幾らの積算根拠ですね。だから、お医者さんと、もちろん看護師では単価なりが違うと思うんですけれども。新聞報道によると、なかなかお医者さんが集まらるので、日給十何万円ですしているというような報道もありましたけれども、美浜町の場合は大体お医者さん、時給なのか、日給なのかそこたいよう分かりませんが、どのぐらいの額でお願いしているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 鈴川議員にお答えします。

報償費なんですけれども、医師の報償費、日高医師会と協議をしまして覚書を結んでおります。1回3時間当たり60千円、看護師につきましては1回3時間、7,500円という形になってございます。

先生なんですけれども、今7人の先生に来ていただいております、1日に3人、3診をもちまして接種をやってございます。

看護師なんですけれども、今来ていただいている看護師が15人程度、登録をいただいております。日によって来ていただく人数が違うんですけれども、基本的に町の保健師と合わせまして、保健師、看護師で大体10名程度、接種に携わっていただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 日高医師会との覚書ということは、管内はほかの御坊とか日高町も、一応この値段で統一しているということですか。美浜町だけの値段か、それが1点と、それと、この7人、15人というのは美浜町内のお医者さん、また看護師の方で構成されていると。よそからも応援に入ってもらっているお医者さんや看護師さんがいるのか、そこたいちょっと確認お願いします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） お答えします。

謝金につきましては、日高管内統一でございます。

よそからということですが、先生につきましても、基本は代表の医師が美浜町の龍神先生でございます。応援の先生も来ていただいております。看護師につきましても、美浜町以外からも応援に来ていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 22ページの9款教育費、5項こども園費の1、ひまわりこども園費の12番、委託料の4、520千円の調理師1名分の人材派遣の件でお伺いします。これは今回、人材派遣の調理師1名分ですが、これから今後、この調理師の件についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 現状でございます。会計年度任用職員2名、それから、人材派遣のほうから2名の合計4名で、今、調理業務を行っているところでございます。必要とされる人員につきましては5名です。なので、その足りない部分につきましては、園長先生であったり、副園長先生が入って、調理業務に携わっているという現状でございます。

予算においては、もう1名分、会計年度任用職員の予算を確保しておりますので、町の広報紙、それからハローワーク等で会計年度任用職員、給食調理員の募集を行い、5名体制に持っていければというところでございまして、もう既にハローワークのほうでの求人も出しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時50分です。

午前十時三十九分休憩

———・———
午前十時五十分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

質疑を続けます。ありませんか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 11ページに関わって、24項の新型コロナウイルス感染症対策費のところで、新たな政策として出たと思うんですけども、これの5,000千ということで、想定されている補助対象の件数はどのようなものかということと、それから、コロナ感染によっての影響というのは随分長い期間になっていると思うんですけども、その中で一定このような予防対策を取っていったところのほうが、割合、早期に出てあったんではないかなというふうな予想をするんですけども、新たにこの整備を取り組むという希望のほうが大分あったのかどうかということと、給付事業にしないで、この選択をしたという背景、理由を教えてください。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

すみません、少し聞き取りにくいところもございましたので、全て答えられるかどうか分かりませんが、またそれはご指摘をお願いします。

感染症対策として、安心・安全感染症対策環境整備補助金を新たに支出するということですが、これは4月21日に和歌山県より感染予防対策として、県民が安心して施設を利用できる環境整備を目的として、認証制度というのを設けました。それについて、対象につきましては商業施設や飲食店などが対象になりまして、和歌山県で定める認証マークを交付するというようなこととございます。それに対しまして、そういう対策を講じる方に対して上限100千円で、補助率5分の4の補助を行うというところでございます。

具体的な内容につきましては、例えば飲食店であれば25項目ほどのチェック項目があるんですけども、そのうち、感染症対策に係る部分、全てそうなんですけども、パーティション、アクリル板の設置であったり、CO₂センサー、あと、加湿器であったり、そういうふうな部分の増強について取組を行う部分について、補助を行うということとございます。

それ以外は、いろいろ啓発の部分等がございます。例えば手洗いであったり、うがいであったり、職員の検温であったり、来客者の検温であったりというようなところもございますけれども、そういうところにつきましては、商工会のほうでいろいろそういうふうなパンフレットというのが、啓発のポスターなんかを作ってくれていますので、それを配布するというところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、事業として、その対策として、県の取組の部分について、それを後追い、後追いと言うたらおかしいけれども、補強するという形で提案された

ということの理解でいいかということと、予定として考えられている、この取組の背景として、その地域で要求されているというんですかね、これを利用しようとしている業者の数というのを大体調査されて見越しをされたものか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

県の後追いかということですが、4月の時点でこういうふうな認証制度というところを県のほうが発表されましたので、それにつきまして全く補助事業がございませんでしたので、町として独自にやっていくというふうに考えております。

ただ、当時はそうだったんですけれども、今、県議会のほうでそういうふうな議論というのでも少しあるように聞いておまして、今後につきましてはこの対応策として、どちらかというようなことで選択してもらわなければならないというふうに考えております。

それと、今上限100千円の50件を計上しております。これにつきましては、調査というよりも要望、あと、商工会さんともお話しさせていただきながら決めたところがございます。その要望等を調査したのかということになりますと、この数についてはなかなか難しいところがございますので、どういんでしょう、50件というようにところで計上させていただいております。ですので、その結果、一店でも多く認証制度の認証マークを頂いて、また今後、ワクチン等も進んでおりますけれども、アフターコロナにつきましてこういうふうな対策が必要になってくるというふうに考えておりますので、こういう施策を打ったというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 今のところの1個上になるんですけれども、庁舎の消火ポンプの取替え工事、これは先ほどのご説明で基盤が壊れているということなんですけれども、消火ポンプとかというのは大事やし、いつ何どき何があるか分かんと思うんですけれども、取替え工事の終了というのはいつ頃になるような予定でしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

本庁舎につきましては、昭和55年の12月に建てられまして約40年経過のほうをしてございます。今回のポンプの取替え工事につきましては、本年の2月の消防点検で判明したことによるものなんですが、庁舎内の消火栓6ヶ所ございます。基盤が故障しているということで、各消火栓まで遠隔操作により水を吸い上げることができないといった状態となっております。現在は1階の機械室まで行きまして、手動によって立ち上げなければならないといった状態でございます。

工事するに当たりまして、基盤のみの交換だけではなくて、ポンプもセットで取替えをしなければならないといったところで、今回金額もちょっと高くなるんですけれども、4,950千円の補正予算を組ませていただいているといったところでございます。

工事の日程につきましては、今議会終了後、早急に手続のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前十時五十九分休憩

———・———

午前十時五十九分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時〇一分閉会

お疲れさまでした。